5 年度 No.2 2023.12.20 発行

熊本県歯国保だより

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863　熊本市中央区坪井 2-4-15
TEL：096-343-0419　FAX：096-343-0421

【現加入者数：令和 5 年 12 月 1 日現在】
組合員数：　2,857 人
被保険者数：　4,331 人

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

産前産後の保険料減免について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、歯科医師国保の被保険者が出産する際、産前産後の保険料を一定期間、減免する制度が創設されます。

【対象者】
歯科医師国保の被保険者で令和 5 年 11 月 1 日以降に出産する人

【減免期間】
①出産予定日又は出産日の属する月の前月から 4 か月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の 3 か月前から 6 か月間

②令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

【届出方法】
届出書を組合へ提出
※届出書が必要な方は組合へご連絡ください。
※届出書は出産予定日の６か月前から提出することができます。

添付書類：母子健康手帳の写し
※出産予定日（出産日）、単胎又は多胎がわかるページの写し

適用除外承認申請書の提出について

「法人事業所」や「常勤従業員が５人以上の個人事業所」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入(資格継続)することができます。

申請の流れ

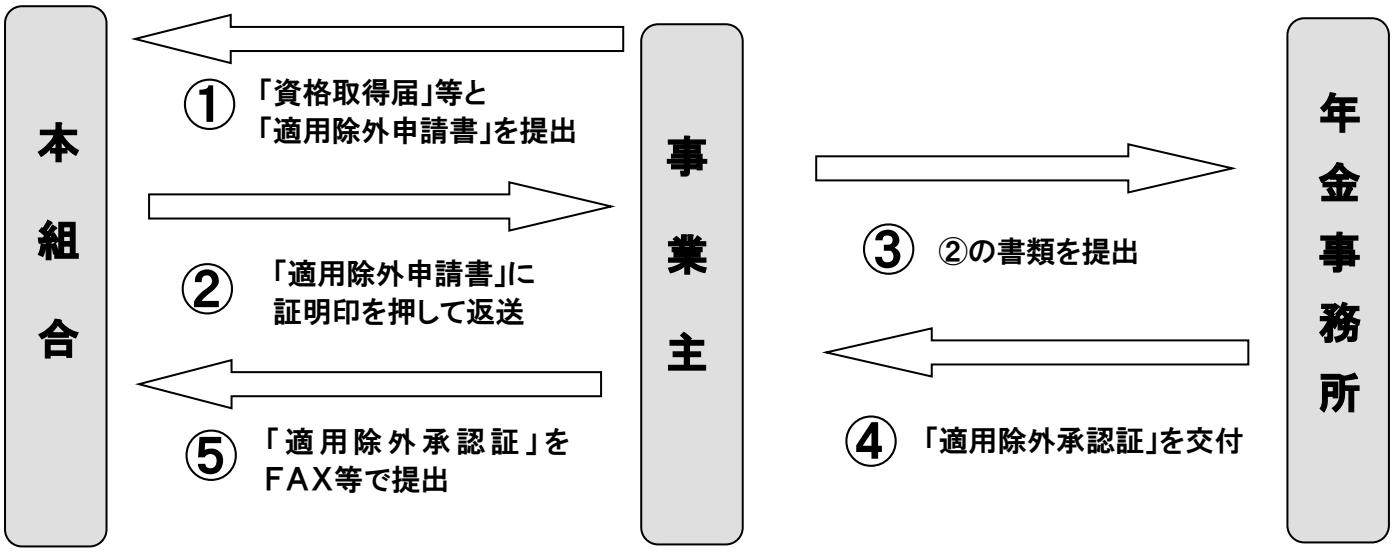

※事実の発生した日から、**14日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。申請が遅れたために受理されなかった場合は、社会保険加入となりますのでご注意ください。

手続きが遅れたために年金事務所に加入を認められず、本組合を遡及して喪失しなければならない事例が増えています。その間に保険証を使用されている場合は喪失後受診となるため、医療費を請求させていただきます。

取得・喪失(入職・退職)の予定が決まっている場合は、事前に組合へご連絡いただきますようご協力をお願いします。

マイナンバーカードの保険証利用について

【取得届・喪失届提出後のマイナンバーカードの保険証利用】

取得届・喪失届を受理するまで新しい健康保険の情報が更新されませんのでご注意ください。

※取得届・喪失届の受理には１週間ほどお時間をいただきますので、取得届・喪失届の提出はお早めにお願いします。
(喪失届を受理するまでにマイナンバーカードを利用して医療機関を受診された場合は、喪失後受診となるため、後日医療費の返還請求することがあります。)

※保険証の情報はマイナポータルで確認できますので、最新の保険証情報であるか確認の上、
医療機関を受診するようにしてください。

【限度額適用認定証】

限度額適用認定証は申請書を提出していただいてからの発行となりますが、マイナンバーカードを保険証利用登録している場合は、限度額区分が設定されているため申請書の提出は不要です。
※マイナンバーカードの保険証利用登録していない場合は、申請書の提出が必要です。

【オンライン資格確認】

オンライン資格確認を利用して医療機関に表示される氏名・住所は、現時点で歯科医師国保に届出されているものになります。

変更があった場合は「氏名変更届」、「住所変更届」の提出が必要です。届を受理するまで情報が更新されませんのでご注意ください。(被保険者証の番号に変更はありません。)

※申請書はホームページからダウンロードしてください。

参考：被保険者のマイナンバーカード保険証利用登録率

約７１％

被保険者：４，３３１人
マイナンバーカードの保険証利用登録者数：３,１０３人　　(令和５年１０月１６日現在)

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますが、以下のような違いがありますので、ご留意ください。

	健康保険	税　　金
	高額療養費	**医療費控除**
概　　要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額 (ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要) が自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの ＜対象外となる費用＞ ○正常な出産費用 ○健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代　　等	●診療や治療のためにかかった費用 高額療養費の支給額は差し引かれます。 ●出産にかかる費用 出産育児一時金の支給額は差し引きします。 ●入院時の食事代　　等
対象期間	1ヶ月単位 （１日から末日まで）	１年単位 （１月１日から 12 月 31 日まで）
問合せ先	組　合	税務署

※医療費控除については、国税庁ＨＰより抜粋。

本組合では、高額療養費に該当する方に「高額療養費支給申請書」を送付しています。送付時期は、診療月の２か月後の２０日頃を予定しています。
※令和５年１２月診療分⇒令和６年２月２０日頃

高額療養費支給申請書の提出には領収書の写しが必要になりますので、無くされないように保管をお願いします。

医療費控除のために医療費通知を利用される際は、令和５年１１月～１２月診療分は医療機関発行の**領収書を利用**してください。令和５年１１月～１２月診療分の医療費通知は、確定申告の期限内に発行されませんのでご注意ください。

『医療費通知』（令和５年５月～令和５年８月診療分）の送付

５年５月～５年８月に医療機関へ通院された方には、医療費通知（別添のハガキ）を送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

令和５年９月～令和５年１０月診療分　⇒　令和６年２月発送予定
令和５年１１月～令和５年１２月診療分　⇒　令和６年４月発送予定

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』（令和５年８月分）の送付

８月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が１００円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

未就学児加入世帯への保険料還付について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合においても保険料軽減措置として、未就学児が加入している世帯へ未就学児１人当たり「１２，０００円」を還付いたしますのでお知らせいたします。

【対象世帯】
① 未就学児が歯科医師国保組合に加入している世帯
② 国が定めた基準日(１１月３０日)に加入している世帯

【還付方法】
対象世帯には保険料補助申請書を送付いたします。
※発送は１２月中旬頃を予定しています。

保健事業の補助申請について

保健事業（健康診断、インフルエンザワクチン接種等）の補助申請は対象年度内にお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。

【補助対象期間】令和５年４月１日～令和６年３月３１日

【 申 請 締 切 】令和６年３月３１日必着

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。

各種申請書類を県歯ＨＰ「国保組合からのお知らせ」に掲載しております。

【提出の際の注意点】

（１）各申請書をダウンロードしていただき、領収書と一緒にご提出ください。
※申請は事業所単位でまとめてご提出ください

（２）領収書には必ず、金額、氏名（受診者氏名）、〇〇ワクチン接種代として（B 型肝炎ワクチン・インフルエンザ・帯状疱疹等）と明記されている領収書の提出をお願いいたします。
※領収書の宛名は「歯科医院名」では不可です。

接骨院・整骨院のかかり方

（注）健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります！

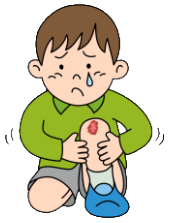

１、接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはどんな時？

◆骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
例）日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたようなとき。

◆医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれを含む。）
と診断又は判断され、施術を受けたときです。（但し骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）

※このような場合には保険は使えません

◆単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
◆保険医療機関（病院、診療所、整形外科など）で同じ負傷等に対し治療中のもの。
◆労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷。

２、治療を受ける時の注意

◆健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）は正確にきちんと伝えましょう。
　外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険が使えません。

◆療養費支給申請の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認して、署名してください。
（署名は組合員本人になります。家族の治療でも組合員本人の署名が必要になりますのでご注意ください。）

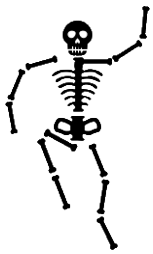

◆同じ月内に複数の接骨院・整骨院への通院は控えるようお願いします。

◆施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

こんな時どうするの？

歯科医療機関に就職した【14 日以内】

・加入用紙と住民票の原本（3 ヵ月以内発行・個人番号入り）を郵送。（※加入用紙は組合から送付）

歯科医療機関を退職した【14 日以内】

・14 日以内に喪失届と保険証を郵送。（※喪失届は組合から送付）

転居した【14 日以内】

・住民票を異動した場合、住所変更届と住民票を郵送。（※申請書は HP）

氏名が変わった【14 日以内】

・氏名変更届と保険証を郵送してください。（※申請書は HP）

家族が加入・子どもが生まれた【14 日以内】

・住民票（全世帯）と加入用紙を郵送。（※加入用紙は組合から送付）

加入者が死亡した【14 日以内】

・保険証と一緒に喪失届を郵送。

・加入者本人の場合は葬祭費あり。死亡診断書と一緒に郵送。（※必要書類は組合から送付）

子どもが就学で引っ越す場合【14 日以内】

・第 116 条の届出を在学証明書と一緒に郵送。（住民票が変わらない場合は必要ありません）（※申請は HP）

保険証を持たず診察（治療）を受けた【2 年以内】

・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と診療報酬明細書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請書は HP）

治療のため装具を購入した【2 年以内】

・支払金の一部が返金される。療養費支給申請書と装具装着証明書（原本）、領収書（写し可）を郵送。（※申請書は HP）

治療費が高額になった【2 年以内】

・支払金の一部を返金（所得により返金額変動）。組合に問合せ。※領収書が必要。（※組合から送付）

治療費が高額になる【該当月のみ】

・限度額適用認定証を発行すると窓口での負担金が軽減される。限度額適用認定申請書を郵送。（※申請書は HP）

国指定の難病と診断されたら【当該年のみ】

・特定疾病療養受療証を発行。（※組合から送付）

国指定の感染症になったら【2 年以内】

・給与受給者のみ傷病手当金が支給。（※申請書・詳細は HP）

入院したら【2 年以内】

・傷病手当金が支給。組合に問合せ。（※組合から送付）

子どもが生まれ「出産一時金」を請求【2 年以内】

・50 万円（産科医療補償制度に加入してない医療機関は 48 万 8 千円）。差額が出る場合、出産育児一時金支給申請書と領収書・代理契約（写し可）に関する文書を本組合に郵送。（※申請書は HP）

産前産後の保険料減免【６か月前から届出可】

・母子手帳の写しと届出書一緒に郵送（※届出書は組合から送付）

各種ワクチン接種補助【年度内】

・B 型肝炎ワクチン接種・インフルエンザワクチン接種・帯状疱疹ワクチン接種補助申請書と領収書を郵送。（領収書には接種者名・ワクチン名の明記が必須）（※申請書は HP）

各種検診補助【年度内】

・PET 検査・脳ドック補助申請書と領収書、結果票を郵送。（領収書には検診者名・検査名の明記必須）（※申請書は HP）

健康診断補助（県歯主催のみ）【年度内】

・乙種組合員本人が受診した場合は申請書を郵送。

・甲種組合員配偶者（40 歳未満）も申請書を郵送。（40 歳以上の甲種組合員配偶者は不要）

・健診会場にて追加項目分を支払った場合に半額が補助。追加項目申請書と領収書を郵送。（※申請書は HP）